

# 保険証が新しくなります

現在お使いの国民健康保険の被保険者証（保険証）は、3月31日が有効期限のため、4月1日付けで新しくなります。

新しい保険証は3月末までに、各被保険者に届くよう郵送します。配達の際に不在の場合は、配達日から1週間以内に、郵便局へ受け取りに行くか、郵便局へ配達日を指定する連絡をしていただくことになります。1週間を過ぎたときは、市役所で保管します。

3月中に保険証を受け取ることができなかった方は、保険年金課国保年金係まで連絡いただき、最寄りの支所まで、旧の保険証と印鑑を持って、受け取りに来てください。なお、再郵送を希望される場合も、ご連絡ください。

現在、学や遠の印のついた保険証をお持ちの方で、引き続き必要な方や、また新たに必要になる方も、4月1日以降に交付申請をしてください。

## 学と遠の保険証とは

学...長期の就学で、他の市町村に住むとき。

学の申請をされる時は、平成19年4月1日以降に発行された在学証明書が必要です。

遠...旅行や仕事で長期にわたり、住所を離れるとき。

この場合は、別に一枚保険証の交付を受けることができます。

次のようなときは、すぐ届出をしてください。

- 保険証を紛失したとき
- 保険証が汚れて使えなくなったとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 家族の健康保険の扶養になったとき

保険証を受け取ったら、加入者全員の名前が記載されているか、名前や生年月日に誤りがないか確認してください。保険証は他人に貸したり、借りたりすることはできません。



## 短期証・資格証明書を交付します

半年以上、国民健康保険税を滞納された場合は期限の短い「保険証（短期証）」を交付することになります。1年以上の長期にわたり滞納され、納税ができていない場合は保険証の代わりに資格証明書を交付します。資格証明書で受診すると、かかった費用は全額自己負担し、あとで払い戻しの手続きをしてもらうことになります。なお、保険証の更新のときに滞納されている方を対象に納税相談の通知を送付しますのでご相談ください。

## 70歳未満の方へ 入院時の窓口での支払いが変わります

今までは、自己負担分（3割または2割）を全額負担していただき、後から申請により高額療養費が支給されていましたが、平成19年4月からは「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までとなります。

「限度額適用認定証」の交付には申請が必要ですので、国民健康保険にご加入の方は、4月1日以降に申請してください。

**持ち物**...国民健康保険被保険者証・認印・所得証明書（甲賀市で所得の確認できる方は不要）

**申請先**...各支所総合窓口課、又は保険年金課

なお、現在「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、7月まではそのまま「限度額適用認定証」の代わりとして使用していただけます。

ただし、国保税を滞納されている方には認定証を交付できませんので従来どおり、自己負担金を全額負担していただき、高額療養費の申請をしてください。

問い合わせ 保険年金課 国保年金係  
☎65-0688 FAX63-4582

## 要保護及び 準要保護児童生徒 就学援助制度のご案内

この制度は、市内に在住する方で、経済的な理由により就学が難しい児童・生徒に対して、義務教育を円滑に受けられることができるように、学校給食費・学用品費等教育費の一部を援助する制度です。

### 要保護児童生徒

生活保護法による扶助を受けている世帯の児童生徒

### 準要保護児童生徒

生活に困窮し、就学が困難な状況の世帯にいる児童生徒で、教育委員会が認定した者（所得などの一定の基準があります）

\*要保護・準要保護の両方に認定されることはありません。

援助を受けるには毎年度申請が必要です。申請は原則4月末日（ただし、新たに小学校へ入学される場合は5月末日）までに就学されている学校に提出してください。詳しくは就学されている学校又は左記までお問い合わせください。

問い合わせ 学校教育課 学校教育係  
☎86-8019 FAX86-8380